

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・運営指導、 令和8年度に注意すべき主なポイント (令和8年度トピック)

※一部、通年資料と重複する内容があります。

令和8年6月作成

佐世保市保健福祉部指導監査課

資料を読むにあたっての留意点

本資料は、基本的に障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業における共通した内容です。

表記等は障害福祉サービス等の用語で表現していますが、障害児通所支援事業の内容も包含していますので、障害児通所支援事業者におかれましては、以下のとおり読み替えをお願いします。

ただし、各々のサービスに特化した内容については、以下の表記とします。

- ➔ 障害福祉サービス等・・・(者)
- ➔ 障害児通所支援事業・・・(児)

【読み替え】

- 障害福祉サービス事業者・・・障害児通所支援事業者
- 自立支援給付対象サービス等・・・障害児通所支援事業
- 自立支援給付・・・障害児通所給付
- 介護給付費・・・障害児通所給付費
- サービス管理責任者・・・児童発達支援管理責任者
- 個別支援計画・・・通所支援計画

目次・主な根拠法令等

▶目次 ※この資料において共通部分に関しては、障害福祉サービス等には障害児通所支援事業内容を含む

1	令和8年度指導監査について	P.4～P.6
2	令和8年度運営指導について	P.7～P.22
3	令和7年度運営指導の指摘内容等について	P.23～P.37
4	令和8年度に注意すべき主なポイント	P.38～P.42
5	その他重要事項	P.43～P.44

▶主な根拠法令等 (障害福祉サービス等)

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）
2	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
4	障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
5	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(障害児通所支援事業)

1	児童福祉法
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

※各基準について、本資料の中では基準省令と呼びます